平成２５年（フ）第８８号
沖縄県うるま市石川山城1706番地23
破産者　山城　敏孝
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３８号
群馬県桐生市広沢町１丁目2747番地
破産者　岡地二三男
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第３９号
群馬県桐生市広沢町１丁目2747番地
破産者　岡地タツ枝
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１９号
新潟県柏崎市松波４丁目４番11号、前住所新潟県柏崎市松波４丁目５番13号
破産者　金子　直樹
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４号
石川県羽咋市石野町へ６番地　ハミングハイツⅡ棟104号、従前の住所石川県鹿島郡中能登町良川チ部42番地４
破産者　山田　　実
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２２号
長野県伊那市手良中坪1702―４、住民票上の住所長野県諏訪郡下諏訪町3492番地イの３
破産者　岩波　尚利
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２４号
長野県伊那市手良中坪1702―４、住民票上の住所長野県諏訪郡下諏訪町3492番地イの３
破産者　岩波　孝幸
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３５７号
静岡市駿河区小鹿1130番地の３　ハイツすばる102号
破産者　望月　高志
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５３号
愛知県知立市新林町新林29番地１　コンフォールＦ302号
破産者　片平　　一
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
愛知県豊田市金谷町４丁目40番地１　サンハイムゴールドバレー106号
破産者　野田　貴子
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
愛知県岡崎市大和町字西島42番地　Ｓｕｎｎｙ　ｃｏｕｒｔ105
破産者　太田　俊介
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７０４号
京都市上京区西三本木通丸太町上る真町483番地　アビ岡本305号
破産者　伊藤　　薫
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
兵庫県尼崎市元浜町４丁目57番地リバーガーデン藤302、前住所兵庫県尼崎市武庫川町４丁目17番地の１　エクセル武庫川503号
破産者　田邊　尊徳
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８３号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番４―1001号、前住所兵庫県芦屋市精道町６番10―307号
破産者　スタイリッシュこと　太中　義郎
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９６号
兵庫県西宮市神原11番14―201号、前住所兵庫県西宮市深谷町２番38号　デルターハイツ301号室
破産者　岩谷　秀子
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９７号
兵庫県西宮市北名次町２番35―102号
破産者　ラックスマンこと　岩谷　　博
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７４号
広島市中区吉島西１丁目17番12―102号
破産者　加藤　大介
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６号
山口県防府市開出本町１番23号　ウェルヴィラ開出Ⅰ番館201号
破産者　古賀千鶴子
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５４２号
熊本市中央区菅原町13番１―211号　シャトウ白山
破産者　萩野　信子
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係